

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和8年5月8日

長岡市監査委員 野口和弘  
 同 野本直樹  
 同 橋本奈奈  
 同 丸山広司

監査の結果に基づく措置

令和7年度監査の結果に関する報告(令和8年4月6日 長岡市監査公表第9号分)

監査の結果	措置	
	措置実施部局等	措置状況
<p><b>【意見】</b></p> <p><b>1 準公金の適正な取扱いについて</b></p> <p>市は、まつりの共催者として企画運営に当たるとともに、その経費として実行委員会に負担金を交付している。また、福祉総務課内に事務局を置き、市職員が会計事務や関係団体との連絡調整などの事務を担っている。</p> <p>実行委員会は、市とは別組織であり、取り扱う現金は公金に該当しないため、市の会計に関する規則等は直接には適用されない。しかしながら、収入の約9割が市負担金であることに加え、市が事務局を担っていることを踏まえれば、市の公金の取扱いに準じた適正な事務処理が求められる。</p> <p>このたびの監査では、事務局の市職員が個人名義のクレジットカード、電子マネー及び現金により立替払いを行っているものや、現金出納簿が整備されていない状況などが確認された。事務処理上のミスや不正行為を防止する観点から、準公金の取扱いについて必要な見直しを検討されたい。</p> <p><b>2 計画的な予算執行について</b></p> <p>市は、まつりの経費を年度当初から執行できるように、実行委員会へ概算払いで負担金を交付するとともに、市消耗品の貸付けを行っている。その後、実行委員会は、年度末の予算残額を使って借用した消耗品の一部を購入し、市に返還している。</p> <p>この貸付けは、予算不足を懸念して行われたものであるが、貸付けに係る契約書又は借用証書は作成されておらず、不正な流用の疑念を持たれかねない。</p> <p>したがって、実行委員会は予算不足を補うために市消耗品の借用に依存するのではなく、まずは限られた予算の範囲内で事業内容や収支計画の見直しを行った上で、計画的な予算執行を検討されたい。</p>	<p>すこやか・ともしびまつり実行委員会                  「すこやか・ともしびまつり運営費負担金」</p> <p>所管課                  福祉保健部福祉総務課</p>	<p><b>1 準公金の適正な取扱いについて</b></p> <p>個人による立替払いは行わないこととし、物品購入については請求書や資金前渡による支払いを基本とします。</p> <p>また、これまで未整備となっていた現金出納簿についても作成を行うなど、市の公金の取扱いに準じた適正な事務処理を実施してまいります。</p> <p><b>2 計画的な予算執行について</b></p> <p>今後は、予算の範囲内の事業内容の検討や実施を行ってまいります。</p> <p>収入が減少する中、物価高騰により歳出が増額しているため、計画的な予算執行に加え、まつりの内容や運営方法の見直しも含めた検討も行ってまいります。</p>